

令和 7 年度川崎市グリーン購入推進方針

1 趣旨

地球温暖化問題や廃棄物問題に代表される今日の環境問題は、その原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。解決策の一つとして、物品や役務を調達する際に、環境への負荷の少ない原材料、部品、製品及び役務（以下、「環境物品等」という。）を優先的に購入する取組（以下、「グリーン購入」という。）が注目され、平成 13 年 4 月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「グリーン購入法」という。）」が施行された。

グリーン購入法において、地方公共団体等は、環境物品等の調達目標値等を設定した調達方針を年度ごとに策定し、その方針に基づきグリーン購入を推進することが努力義務として規定されている。また、令和 3 年 10 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」においては、地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項として、事業の用に供する設備については、技術の進歩などの状況変化に応じ、温室効果ガスの排出の削減等に資するものを選択するように努めなければならないものとされている。さらに、令和 5 年 3 月末には、国において、C F P（カーボンフットプリント）の算定及び表示・活用等を推進するため、C F P の算定と活用に関するガイドラインが示された。国の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」においては、国等の各機関は、このガイドラインに則した定量的環境情報が整備された品目から先行して、温室効果ガス排出量が少ない製品を優先的に選択するよう努めることとされている。

本市では、環境保全に寄与するだけでなく、環境物品等の市場形成や開発の促進に寄与し、持続的発展が可能な社会の構築に貢献することにつながることから、平成 14 年度からグリーン購入を推進してきたところである。また、2050 年の脱炭素社会の実現を目指し、令和 2 年 11 月に策定した脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」の内容を踏まえ、令和 4 年 3 月に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定した。同計画では、市役所の温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度比で 50% 以上（エネルギー消費起源 CO₂ については 75% 以上）削減する目標を掲げるとともに、その達成に向けた基本的方向として「市役所が自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち」を示し、市公共施設の省エネ化と再エネ化の取組を進め、脱炭素化にチャレンジすることで、市域の CO₂ 排出量の削減に貢献するとともに、市民・事業者の取組の模範となり、環境に配慮した製品・サービスのニーズの拡大を促していくものとしている。また、国の基本方針に基づき、本市においても定量的環境情報の示された製品について、優先的に選択するよう努めることが必要である。

以上の背景を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けて本市におけるグリーン購入の一層の推

進を図り、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に貢献することを目的として「川崎市グリーン購入推進方針」を定めるものである。

2 対象範囲

市の全ての組織を対象とする。

また、本市が出資している団体、指定管理者その他の関連団体についても、本方針の趣旨を周知しグリーン購入の推進に努める。

3 グリーン購入対象品目及び調達目標

本市のグリーン購入対象品目は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定めるものの他、本市独自の項目として設定している「市内から排出される廃棄物等をリサイクルした製品の使用」、「環境に配慮した電力の購入」、「低CO₂川崎ブランド及び川崎CNブランド認定製品」を追加したものとする。具体的な対象品目、目標については、別表に示す。

4 判断基準等

別表に特別に記載のあるものを除き、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示された判断基準を満たすもの、もしくは公益財団法人日本環境協会が認定した「エコマーク」等の環境ラベル等により、環境に配慮したものと確認がとれた物品等とする。

また、一部品目については、次のとおり２段階基準を定める。

(1) 基準値 1

判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、調達に際しての支障や供給上の制約等が無い限り調達を推進していく基準として示すもの。

(2) 基準値 2

判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの

5 物品等の調達にあたって

対象品目の調達を行う場合、調達総量をできるだけ抑制するよう物品等の合理的な使用等を行う。調達を行う各組織（共通物品に関しては、会計室出納課）は責任を持って判断基準等を確認し、基準を満たす物品等の調達に努める。基準を満たす物品の中でも、カーボン・オフセットの認証に関するラベルや「カーボンフットプリントマーク」が付与され

たものを調達するよう努める。

安全面や製品の強度等のやむを得ない理由により、判断基準を満たす対象品目を選定することが困難な場合においては、本方針の趣旨を踏まえ、エコリーフなどの第三者機関による環境ラベルの情報の十分な活用を図り、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努める。

なお、対象品目以外の物品等を調達する場合においても、環境に配慮したものを優先的に選定するよう努める。

また、直接調達する物品等の環境負荷にとどまらず、「川崎市庁内エコ運搬制度実施方針」に基づくエコ運搬制度等の実施や提出書類の簡素化等を実施し、調達に伴う環境負荷を可能な限り低減するよう努めるものとする。

6 情報収集方法

調達を予定する物品等が、「4 判断基準等」に示した判断基準を満たしているか判断する際には、国が実施する「グリーン購入法特定調達物品情報提供システム」をはじめ、各製造業者等が作成するカタログやホームページ等により確認することとする。また、グループウェアかわさきの各課の部屋における環境局脱炭素戦略推進室のページに、参考となるマニュアル資料等を掲載する。

これらによっても確認ができない場合には、物品等の調達を実施する各組織が、当該物品等の環境に関する情報を可能な範囲で収集し、選定に反映することとする。

7 グリーン購入調達実績の把握及び公表

各局区室は、毎年度グリーン購入の調達実績をとりまとめ、環境局脱炭素戦略推進室に報告することとする。

環境局脱炭素戦略推進室は、グリーン購入の調達実績をとりまとめ、市のホームページ等を通じて公表するものとする。

8 推進体制

本方針の推進に当たっては、主に庶務課長会議を活用するものとし、環境局脱炭素戦略推進室は、本方針を円滑に実施するため、関係部局と連携し、必要な情報の収集、整理及び提供を行う。

また、各局区室においては、本方針の趣旨等について、事務所・事業所及び外郭団体等を含めた局区室内へ周知し、グリーン購入の推進に努めることとし、加えて対象品目の調達に係る信頼性の確保に努めることとする。

9 方針の見直し等

グリーン購入に関する状況や国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更等を踏まえ、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

10 附則

- (1) 本方針は、令和7年4月1日から実施する。
- (2) 令和6年度川崎市グリーン購入推進方針は廃止する。